

(写)

5 三総政第281号

令和5年8月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和5年第3回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第62号 議会の議決に付すべき定期借地権の設定を伴う土地の貸付け又は借入れに関する条例
- 議案第63号 令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第64号 令和4年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和4年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和4年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和4年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 令和4年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 令和4年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 62 号

議会の議決に付すべき定期借地権の設定を伴う土地の貸付け又は
借入れに関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議会の議決に付すべき定期借地権の設定を伴う土地の貸付け又は
借入れに関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号に規定する借地権で同法第22条又は第23条の規定のいずれかの適用を受けるものをいう。）の設定を伴う土地の貸付け又は借入れで、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のものについては、議会の議決に付すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会の議決に付すべき事件を定めるため、地方自治法第96条第2項の規定により本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粹

(議決事件)

第96条 (第1項省略)

- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

借 地 借 家 法 抜 粹

(定期借地権)

第22条 存続期間を50年以上として借地権を設定する場合には、第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。次条第1項において同じ。）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第13条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

(第2項省略)

(事業用定期借地権等)

第23条 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次項において同じ。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を30年以上50年未満として借地権を設定する場合には、第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第13条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

- 2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上30年未満として借地権を設定する場合には、第3条から第8条まで、第13条及び第18条の規定は、適用しない。

(第3項省略)

議案第 63 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 64 号

令和 4 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 65 号

令和 4 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 4 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 66 号

令和 4 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 4 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 67 号

令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 68 号

令和 4 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 4 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 69 号

令和 4 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 4 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるとともに、令和 4 年度三鷹市下水道事業会計決算を、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝